

台風17号の被害による電話料金等の取り扱いについて

このたびの「台風17号」により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT西日本鹿児島支店(支店長 中島 馨生)は、このたびの台風17号の影響により、被災されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話料金等の取り扱い

災害対策基本法に基づく「避難勧告」、「避難指示」(以下、「避難勧告等」とします)が連続して24時間以上に亘り発令された地域にお住いの加入電話のお客様およびこのたびの台風の被災による建物損壊、弊社通信ケーブル切断等で加入電話サービスが利用できない状態が連続して24時間以上に亘ったお客様^{※1}について、24時間ごとの日数を算出し、その日数に対応する電話サービスの基本料金等^{※2}の支払いを免除いたします。

※1 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したお客様

※2 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料

2. 移転工事料金の取り扱い

このたびの被災による避難勧告等及び建物損壊によって、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

※ 元の居住地に戻る等、再度の移転工事料金は必要となります。

3. 電話以外の電気通信サービスの取り扱い

加入電話サービスに準じた取り扱いとします。

4. 避難勧告の対象地域について

以下の地域にお住まいのお客様が対象となります。

(平成24年9月30日 21時00分現在)

・大島郡 宇検村 湯湾地区の一部

5. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

※携帯電話・PHSからは0800-2000-116

受付時間:午前9時～午後5時／土曜、日曜、祝日も受付(12/29～1/3除く)

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)